ゆざわ国道だより

国土交通省　東北地方整備局
湯沢河川国道事務所
湯沢国道維持出張所
〒012-0855　湯沢市愛宕町5丁目1-3
電話 0183-72-1661
FAX 0183-73-4495
発行日　令和8年7月24日　No.222

花の植栽が行われました

6月22日（月）に道の駅十文字主催で、歩道と駐車場の境にある植樹帯へ花の植栽が実施されました。

道路愛護活動の一環で、地元の小学生と道の駅の職員さんが参加し、あいにくの雨でしたが、色とりどりの綺麗な花々が植えられ華やかになりました。

道の駅十文字の運営会社は、平成28年に長年にわたって植栽管理に努め、その功績が特に顕著な団体として「事務所長表彰」を受けています。

「特殊車両指導取締り」を実施しました

6月3日（水）に横手市の国道13号沿いで、横手警察署ご協力のもと「特殊車両指導取締り」を実施しました。

取締りは過積載防止など法令遵守を目的に実施しています。高さや幅、重さなどの制限を超過する場合は許可が必要です。

特殊車両の事故は高架等の接触など重大な事故につながります。ルールを守り安全に走行しましょう。

許可書等の確認

車両の幅の計測

特殊車両申請のお知らせ

（R８．６版）

特殊車両利用現場の元請け企業の皆様へ

（※1）

特殊車両通行許可制度への申請はお早めに

工事現場への経路の特徴

○ラストマイルが電子化されていない
- 工事現場へのアクセス道路が電子化されていないことが多い

○敢えて裏道の経路などを選んでいる
- 細街路や裏道は電子化されていないことが多い

一般的制限値を超える特殊車両の例

☑『早めの申請』

- 電子化されていない経路を含む場合、申請から許可を得るまで時間がかかります。工程、ルート、運搬物等を早めに確定し、申請される方へ提示することをお勧めします。

☑『経路選択に注意』

- 細街路や裏道などは未電子化のため審査に時間がかかります。

☑『経路を事前確認。電子化経路部分は確認制度（※2）の活用を検討しましょう』

- 電子化された経路は確認制度を使えば即日で通行可能です。
- 未電子化のラストマイルは別途自治体へ直接申請しましょう。

※１：特殊車両の工事車両が公道を走る場合には、特殊車両通行許可が必要です。
※２：・HP（https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/road_history_map/index.html）で電子化された経路が確認できます。詳しくは確認制度の経路検索で御確認ください。
・確認制度は即日で通行可能経路の回答を得ることができます。

国土交通省道路局道路交通管理課（特車担当）
Tel：03-5253-8111
E-mail：hqt-tokusya@gxb.mlit.go.jp

建設工事関係者向けハンドブックはこちら